

## 第三点

### 新聞は何を書き、何を書かなかつたのか

#### —新聞と新聞記者の責任—

#### ●沈黙は金、か

重ねて長谷部手記に戻る。饒舌と評したが、木を隠すに森の智慧もあり、改めて整理し直すと埋もれた事実も見えてくる。

一番の注目は、〈責任と苦惱〉の項で「共産分子が社からいなくなれば社にとっては大助かりだ」とさらり言つてのける一行だ。その前段では、ネピアから共産主義排除の賛否を詰められ、「趣旨に異存はない」と答えている。長谷部も共産主義排除の列に立っているとみて間違いない。

ではなぜネピアの強要に躊躇し、打ちひしがれ、重い心をいだいて帰ることになったのか。おそらく頭にあつたのは「罪刑法定主義」かもしれない。「共産主義者と同調者は罰す」との法の規定がないにも拘らず罰する（解雇）のは筋が通らない。経営官僚としては当然のこだわりとも言える。

だがこの先が危うい。冒頭の釈明で「ぜひ必要ならば、新たにマツカーサー元帥がチレクチヴを出し、日本政府がそれに基いて、報道機関に関する限り、共産主義者は排除すべしという法令制定の手續をとるべきだ」と提案、自身の選択肢の一つにも「チレクチヴを

出すなり、何なり、相当の手續を踏んでこない限り、応ずるわけにはいかない」を挙げている。

当の長谷部は、これが何を意味するか、わかつて言っているのだろうか。定形に則り法文にすれば

「報道機関における共産主義者と同調者は解雇に処す」

—となる。

「結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知りテ之ニ加入シタル者八十年以下ノ懲役又ハ禁固ニ処ス」

—と、どこが違うか。紛れもなく治安維持法の発想だ。

長谷部はこの前段で「単に黨員だというだけでなく、何か仕事の邪魔をすとか、その他害悪を与えるようなことがあれば処分すべきが当然だが、そうでない限りは、その存在は好ましくはないが放っておく外仕方がない」とも釈明している。よつて本人は穩健派のつもりかもしれないが、ネピアに求めていることは、治安維持法の制定にほかならない。

裏を返せば、悪法も法で、法があれば、どんな理不尽も、良心に背くことも平然とやつてのけられるという申し出になる。ここには強制を奇貨として超法規を傘に乗乗するよりも、極めて危うい下心が透けて見える。

本人は「命令でもないものを命令のように装つて責任を免れる態度を苦々しく思つていた」と他を批判しているが、木を森に紛れこませ、本音を饒舌にまぶしてたとすれば十分に検証しておくことが肝要となる。

この視点から見直すと、もう一つ大事が浮かび出る。この手記が

占領中ではなく、占領が終わって2年余の後の1954年後半に書かれたという事実だ。占領中は書けなかったことでも、いまなら書けるの伝からすると、書かれていないことが多すぎる。

たとえば7・28を報じるベタ記事。あれでよかったのか。他に書きようはなかったのか。占領中の圧力が解けた後も、7・28にかかるとの事実を全く読者に伝えなかったのは何故か。『旋風二十年』の手法があるにも関わらず沈黙しているのは何故か——。

しかも一件は終わっていない。手記の同年1953年8月には会社側控訴によって東京高裁の審理が始まっている。これらに全く触れていないのは何故か——。

長谷部の取締役選任と切っても切れない前提で『朝日新聞』は「國民と共に立たん」との宣言（社告）を載せた。『朝日』は一朝日のものではなく、國民、読者と共にある新聞で私有物ではないとの宣言だ。これを忘れていなければベタ記事はありえない。その後にく続報なしもありえない。したがってこの間、朝日新聞が『朝日新聞』を私物化していたことに、弁明の余地はない。打ちひしがれ重い心で正面から答える責任がある。

ことさら長谷部を責めるのではない。むしろ長谷部以外の経営当事者たちが口をそろえて口を閉じている中で、長谷部は責め的一端を果たしている。饒舌に語り残してくれたからこそ議論の糸口も開けた。各社、状況は同じなのだから、仮に口を開いておれば、長谷部と同じように語って不思議ない。その意味からも長谷部手記を存分に検証しておく意義がある。

レッド・ページに際し、何よりも欠けていたのは、言論の自由・

良心の自由からの発言であり、視座だ。新聞、あるいは新聞記者にとつて欠かせない属性であるにもかかわらず、この視点からの感想すらが全く紙面に出ていない。あるいはマッカーサーと同様、共産主義は民主主義の枠外で、言論の自由・良心の自由とは無縁の存在だと考えていたのだろうか。

加えて、治安維持法を想起させる提案からは、超法規の強制に服する屈辱よりも、強権力に迎合して便乗する卑屈さがにじむ。GHQの内部文書づくりで、願望、切望の語を使ったのも、あるいは長谷部らの底意が見抜かれていたのかもしれない。

もし仮に、この欠如が長谷部に特有の属性ではなく、沈黙する同業経営者にも共通し、さらに新聞労働組合が欠如に加担していたとなれば、いまに至る新聞通信にとって第一の責任であり、大罪となる。さらなる検証が求められる。

### ●破られる「国体」を傍観

長谷部手記から浮き出た空洞感は、そのまま敗戦の年1945年の9・10月にまで遡る。「新聞ならびに通信に対する一切の自由制限を廃止せよ」とのマッカーサー指令が9月29日に出て、その5日後、同じマッカーサーによる10・4覚書が発令となった。「治安維持法体制」の打破という戦後、いや時代を画する1週間が、これまた外圧によって始まった。

政治犯の釈放、特高警察の廃止、内務大臣および警察首脳の罷免、そして治安維持法をはじめ一切の弾圧法規の撤廃。これらは戦争法規の一環なのだから、本来、敗戦を決意すると同時に、天皇の



マッカーサー10・4覚書を報じる1945年10月5日付朝日新聞朝刊。下段に山崎内務相、岩田司法相の問題発言も収録されている。

名において、日本国政府がまっさきに廃止すべき事柄だった。それが敗戦から既に1カ月半余を経て、なお戦争体制が存続していたことに脅威を感じるが、半面、それほど人間というものは融通がきかず、政治家はも

から脱走した友人・高倉テルに一宿と一着の防寒着の便を供し、これが治安維持法違反となった。警視庁に留置され、引き続き豊多摩刑務所に拘禁され、敗戦後の9月26日、急性腎臓炎で獄死した。刑務所側の説明では「警視庁拘置中に寄生虫性伝染病である疥癬を患い、これが悪化して腎臓を冒し死に至った」となっている。

世に伝わったのは4日後。9月30日付『毎日新聞』と『朝日新聞』が報じた。だが、記事には肝心が抜けていた。戦後1カ月余にして、なお治安維持法による被害者が拘禁されていたことにちっとも驚いていない。『毎日』が死因について三木の友人らが示した疑念をもとに獄内人権に目を向けている程度で、時代の画期に全く反応できていなかった。

翻って、鋭く反応したのがアメリカを含む外国人記者たち。両紙の記事で事実を知ると、豊多摩はじめ各地の刑務所に押しかけ、府中刑務所では徳田球一や志賀義雄の房中談話までとっている。

さらにロイター通信の記者は総元締めの内務大臣・山崎巖をつかまえ耳を疑う時代錯誤の談話を引き出ししている。次は、『朝日』に載った記事の引用になる。

山崎内相は思想取締の秘密警察は現在なほ活動を続けてをり、反皇室的宣伝を行ふ共產主義者は容赦なく逮捕する、また政府転覆を企む者の逮捕も続ける旨言明した。

内相は政治犯人の即時釈放計画中であることを語ってはゐるが、現在なほ多くの政治犯人は独房に呻吟しつゝあり、さらに共產黨員であるものは拘禁を続けると断言してゐる。

とより、官僚の負の面が浮き彫りになる。

中でも、政治犯の拘禁は戦争へと暴走した象徴であり、敗戦処理内閣である東久邇政権においては早い段階で意識していた。したがって内務、司法の関係官僚には首相からの指示があったのだが、官僚のサボタージュもあって滞っていた。そこへ突然、頭ごなしの指令が出たのだから立場を失った。実質的な内閣不信任と受け止め、東久邇内閣は翌10月5日を以て総辞職した。

加えてこの激変の契機は、ひとりの政治犯の獄中死にあった。しかも、この経緯の中で、戦後日本の新聞の鈍感さが浮き彫りにされてしまった。

獄死したのは、哲学者の三木清。三木は敗戦の年の3月、警視庁

内相は政府形体の変革、とくに天皇制廃止を主張するものはずべて共産主義者と考へ、治安維持法によつて逮捕される、と語つた。(中略)(三木の獄死については)司法省の管轄であるから自分は事件の真相を知らない。(1945年10月5日付)

——とありさまで、同じ日、中国中央通訊社特派員につかまつた司法大臣の岩田宙造は、これに輪をかけて放言した。

司法当局としては、現在のところ政治犯人の釈放の如きは考慮してゐない。かかる犯罪人を刑期より前に釈放することは裁判を無効にすることであり、我々には、かかる権限を与へられてない。かかる権限は天皇の大権に属し、唯一の具体的方法は陛下の御発意による恩赦以外にない。(同5日付『朝日』)

この二つの反動談話が10・4覚書の発表記事と同じ紙面に載つたのだからマッカーサーの逆鱗に触れないわけがなかった。

実をいうと、29日には、マッカーサーと東久邇の非公式会見があり、東久邇内閣の信認が約されていたから、内務、司法両大臣の暴言は一夜にして顔に泥塗る所業だった。ちなみに岩田は、レッド・ページ訴訟での朝日新聞社側の主任弁護人になっている。

この急転の経緯について、参謀長のサザーランドは当時外務大臣の吉田茂に

「3人の共産黨員死刑(三木らの獄死)に処せられ、米国新聞に相当の衝撃を与えたる結果、昨4日の覚書となった」(荒敬「日本占領史研究序説」)

——と説示し、民間情報教育局長のケン・ダイクは

「本指令は、日本政府が自発的措置をとらないために発するもので、これにより日本国民は、はじめて天皇制批判の自由を享受できる。これは民主主義の基礎をつくる一連の政策の一つである」

——と明かしている。(『「毎日」の3世紀』下巻22頁)

これをもう一つひっくり返せば、マッカーサーとGHQも慌てていたことになる。釈明し難い不祥事態が本国および連合国の新聞によつて世界に知らされたということは現地司令官としては失態になる。そこで、間接統治を逆手にとつて敗戦国政府の失態に転化し、緊急、果敢の指令となつた。

GHQ高官の、ことさらに弁は、そのへんをまぶしているように思えるがどうだろう。

とまれ、国家主義者にとつては、まさに国体ががらと首をたてて破壊されていく猶予ならざる事態だ。

だが日本の新聞と新聞記者は、この猶予ならざる事態に際し、占領軍と占領軍随員の外国報道陣による仕事ぶりをただ傍観し、そこから学ぶことも、伝えることも乏しかった。これがそのまま5年後のレッド・ページまで引きずられていく。

解雇された側が、「言論弾圧反対」を闘いの統一スローガンに据えたのがかろうじての救いであり、戦後日本の報道界が良心の自由を視座に、権力に迎合しない姿勢を示すには道なお遠過ぎた。獄死を伝えた『毎日』も、半世紀余を経て編纂した社史においてなお「三木清獄死スクープ」という視点でしか総括できずにいる。

この視座のなき、これがレッド・ページで新聞と新聞記者が問わ

れる責任の第二であり、大罪の第二となる。

### ●言論の自由は天皇制批判の自由

10・4 覚書には、さらに寿限無の先がある。巷間には「人権指令」とか「権利章典」の略称で伝わっているが、英語というのは、先に総結論部分があつて、そのあとandやらorやらなんやらで各論が続くのだという。

10・4 覚書の場合は、「政治的・市民的及び宗教的自由制限の除去」のあとに、andで繋ぎ天皇に関する自由討議、政治犯釈放、思想警察の全廃、内務大臣と特別高等警察全員の罷免、統制法規廃止と連なっている。

各論の一に「天皇に関する自由討議」のあることを、どれだけ知られているだろうか。戦後、神聖にして侵すべからざる元首から国民統合の象徴となった天皇について、いまに至るまで、どれほどの自由なる討議を行っただろうか。

たしかに、新憲法制定の過程では天皇制の在り方が相応に議論された。だが制定と共に一気に沈静化し、占領期研究の場においてさえ天皇を正面から取り上げる論考は見られなくなっている。

まして政治の場では、ほとんど禁忌扱い。吉田茂が立太子礼の賀詞で「臣茂」といっても放言扱い、参議院議員（副議長）の松本治一郎の行為が天皇儀礼に反するとの咎で議員除名となつても、本質議論は封印。半面では、食糧メーデーのプラカードに「朕はタラフク食つてるぞ ナンジ人民 飢えて死ぬ」などと戯画が出ると本気

で逆立て、当時まだ存続していた不敬罪で罰しにかかっている。

大事なのは、

日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く

——と憲法で決めたことだ。

象徴とは、何か。権力ではない。「国政に関する権能を有しない」と明記されている。また権威でもない。権威なら「国民統合の権威」と書けばよく、そうは書かれていない。まして不可侵でも神聖でもない。そのように書かれていた旧憲法を改正したのだから。

権力でも権威でも不可侵でも神聖でもない、これが憲法の定める象徴だ。ただ、正直なところ、それでもなお分からないのが「象徴」だが、その分からないところがいいと決めたともいえる。

そこで担保となつたのが「天皇に関する自由討議」だろう。絶えず自由に討議することによって「象徴」の実態を検証し、あるべき姿を試論し、合意を基に慣習法として定着をはかる。その永続が象徴規定の本義ではないかと思われる。

ここで新聞の使命。『梶谷編刊』で第二章の「レッドページを考へ直す」を担当した元改造社編集部編集部の松浦総三は、その冒頭で「日本における言論の自由は、天皇制批判の自由であり、天皇制批判の自由を抜きにした、言論の自由などというものはない」と指摘している。これは新聞で一宿一飯した者には極めてきつい指摘だ。

松浦が具体例に挙げる一つに、皇室報道における敬語の定着がある。「さま」をはじめ特有の使い方があり、皇室関連では事件報道のぶつきらぼうが一転して丁寧系になる。ときに外れた表記が投稿

されても、校閲が漏らさず正している。特有の敬語を用い、丁寧語を駆使して批判記事を書くのは神業でも不可能に近く、はなから批判記事はありえないことを前提にしている。

新聞が天皇および天皇制批判を禁忌する理由はなにか。おそらくは、政治からの圧力、そして、その政治勢力を票で支える膨大な支持者群。それが読者群と重なるから恐怖幻想となる。

いや、それだけではない。むしろ新聞は天皇と天皇家を聖家族に祭り上げ、その絶対善性を功德として国民大衆に振りまくことによって部数を絶大なまでに伸ばしてきた。

## ●大逆罪と思想排除

聖家族の絶対善性を安定させるには、批判を禁じると同時に、犯した者を厳罰に処する装置が必要になる。不敬罪に大逆罪。この2罪が戦前の刑法にはあった。

象徴天皇制の下では当然不要となるが、これを知った総理大臣の吉田茂はマツカーサーに書簡を送り、大逆罪の存続を本気で要請している。理由を「日本民族の感情ならびに道義的信条」としているが、相応に共感する世情がついているのも否めない。

大逆罪は、旧刑法の第73条にあった。「天皇、皇后、皇太后、皇太后、皇太子、皇太孫に危害を加えたか、あるいは加えようとした者は死刑」という趣旨の罰条だ。未遂も含めて極刑を科し、「加えようとした」と裁判官が判定すれば有罪となる規定で、治安維持法の原形ともいえる。

史上知られた実例に、大逆事件がある。無政府主義者・幸徳秋水

ら12人が処刑された事件で、その大審院・判決に「大逆事件判決書」と記されたことから「大逆事件」と言われるようになり、刑法73条も「大逆罪」と呼ばれるようになった。

発端は、幸徳に学んだ製材所の機械工・宮下太吉らが長野県東筑摩郡中川手村の宮下の自宅で爆裂弾を作ったとして、1910年5月25日、爆発物取締罰則容疑で検挙されたことによる。

以来、7月半ばにかけ、全国各地で社会主義者と決めつけられた幸徳ら数百人が次々検挙され、うち幸徳ら26人が明治天皇の暗殺を企てたとして刑法73条によって起訴された。

この間、桂政権による捏造があった。担当の東京地裁検事局の小林検事正が一旦、「無政府主義者男4名女1名と連累2名の計7名」と発表（6月5日）した後、無政府主義者、社会主義者の根絶を期して全国規模にまで拡大した。真相自体、いまなお明らかにならない部分が多いが、動機として官憲の漏らしたところでは「爆裂弾によって天皇もまた血を流す人間であることを示し、日本国民の天皇信仰の迷夢を覚ます」だったとしている。

裁判は、いきなり大審院（現・最高裁）裁判長・鶴丈一郎）にかけ、非公開かつ迅速（12月10日初公判、29日結審）に判決（1911年1月18日）にまで走る。強烈に印象つけて急速に忘れさせようとの魂胆にほかならない。

被告側が立てた証人は1人も採用されず、暗黒のうちに、幸徳ら24人が死刑、2人が有期懲役に処された。死刑判決の半数12人は恩赦によって無期懲役に減刑されたが、11人は1週間も経ず同月24日、残る1人の菅野スガも翌25日に処刑、殺害された。

事件は闇から闇で処断され、真相も大部分が闇に埋め込まれている。しかし多くの研究者によって検証が重ねられ、企てがあったとしても宮下ら4人に限られ、幸徳ら8人の死刑囚を含め、あとは冤罪だというのが定説。処刑後、当時20歳で女子英学塾（現・津田塾大学）の学生だった山川菊枝は、後年の著書で

「背筋を走る悪寒とともにわけがわからぬなりに、直感的になにやら非常な無理と不正とが感ぜられました。（中略）大逆事件についてはいっさいが秘密のうちに葬られたので、何もわからぬなりに、姉や私はただ本能的な正義感と憤りをあおられ、犠牲者への同情をよび起こされました」  
——と回想している。

### ● 国家権力犯罪に時効はない

国家が民衆に向かい牙を剥いた時、どこまで凶暴になるか分からない。当「真相を広める会」としても、かねて国家権力犯罪に時効はない、と節をたて、広く呼びかけている。大逆事件はその極め付き大きな国家犯罪であり、109年たったいまなお時効などあってはならず、国家として真実を明らかにし、償う責任がある。

当時の国家は、隣国・韓国を併合し、中国大陸を窺い、ロシアと密約して中国東北地方（旧満州地域）の植民地化を策していた。そのためには、まず国内の完全掌握が必要であり、抵抗すると思われる勢力の完全鎮圧が不可欠と考えた。その究極策が、民衆から絶対の支持の得られる天皇への反逆罪（大逆罪）を掲げての国家権力による捏造だった。

この陰謀は成果を挙げている。国家による陰謀は、それがやがて露見することも織り込み済みだ。まず、国家を危うくする厄介者がどこにいるかを宣伝する。それが、数百人もの人たちに「社会主義者」と烙印を押しての検挙だ。次いでいかに危険で極悪かを曝してみせる。それが22人を引き出しての死刑宣告だ。仕上げには、慈悲と冷酷を使い分けて国家の正当性を印象つける。それが半分の12人を天皇の大御心によって罪一等を減じ、返す刀で12人も命を一斉冷酷に絶った国家による殺人になる。

だが何よりの成果は、民衆の脳裏に、社会主義、共産主義に対する激しい恐怖と嫌悪の情を刷り込んだことだ。『警視庁史』（明治編）は以下のように総括している。

この事件を契機として、社会主義者はおおむねひっそくし、社会主義運動は世間の表面から姿を消した。国民は蛇蝎のごとくに社会主義者をいみ嫌い、その上当局の弾圧も加つて、かれらは職を奪われ、家を追われ、単に社会主義者と交際があるというだけの理由でさえも、住居と職業とを奪われた例が少なくなかったと言われている。

特定の主義を理由に名指しで罰を加える仕掛けは、40年後のレッド・パージにそのまま復元されている。四の五の言っても全面無視し、強権を誇示して処断する。仮に陰謀だとばれても、ばれたときには所期の目的を達しており、死人に口はない。やりたい放題にやっておいて、後追い批判には口を拭い続けられ、あとは時間が解

決してくれる。40年後のレッド・ページでも裁判が確定したときには、8年も経っていて解雇の目的は達成済みだった。

新聞はこの激流にどう関わったか。大逆事件の場合は、徹底した報道管制が敷かれ、公判の取材も許されていない。その中での断片を拾うと「幸徳秋水一味不軌の大陰謀」「幸徳一派の爆発物陰謀事件」「無政府党員の反逆事件」……等々。「大逆事件特別裁判」との見出しで大審院の開廷を報じる『東京日日新聞』（現『毎日新聞』）の場合は「大反逆を企てたる無政府党幸徳秋水以下廿六名の極悪無道」「大不忠大反逆」等々と書き飛ばしている。

一言で評して、裁判の先を行っている。何を根拠に、ここまで先走れるのだろうか。どう弁明しても理解を得られることはない。

そのせいか、2002年2月21日発行の毎日新聞社史『「毎日」の3世紀 新聞が見つめた激流130年』には、先走りの反省はあろうか、大逆事件についての記述自体がない。正確にいうと別件を説明する記述の中に「大逆事件」の語が3カ所出てくるだけで、大逆事件を対象とした記述はない。

### ●過去を書けば未来も書ける

大逆事件を視野に、レッド・ページを見直せば、明らかに国家権力による犯罪だ。占領下にあつて、GHQを含む国家権力によって引き起こされ、共犯とっていいままで個別経営が加担して暴走した。良心の自由を踏みにじり、基本的人権を圧殺した。同時に国家自身の良心も放擲した。

そして、新聞はこの事実を書かなかつた。いや、電産など他業界

での強行や学生らの反対運動では、当局・官憲・捜査当局の言うがまま平然と上から目線で報じた。それが治安対策の宣伝だと承知のうえで乗っている。9月4日付の『朝日』社説にしても、この文脈で読み返すと新たな平仄が合ってくる。

国家が全労連を解散させ、閣議が公務員からの共産主義排除を決め、これを産業界へ拡大しようとしている、まさにその時、朝日新聞が社説で、共産主義者排除を是とし、同調者に広げることも是としたうえで「良心による線引き」を唱え、便乗解雇をも事実上容認している。

言反同・朝日班は「紙面を借りて会社の立場を合理化しようとの意図が露骨にあらわれている」と批判したが、朝日本体は、そういう足元ははなから無視し、GHQ、政府を意識しての点数稼ぎに懸命だった。こう邪推してどこまで抗弁できるだろうか。身内がらみには沈黙の中だけに余計、目だつてくる。

レッド・ページにかかる紙面づくりは大逆事件当時とほとんど変わらない。さらにオリンピック、万博、天皇慶事、新聞の先棒担ぎは、ほとんど膏肓に入っている。戦争報道であれば痛い目にあつていながら、体質は変わっていないということか。第三の大罪であり、責任を果たさなければならぬ。

行き着くところは戦争責任追及の不徹底。戦後5年、労使共々共産主義者排除に血道を上げる中、経営は朝日、毎日申し合わせたかのように合議体から社長専制に戻り、さらには講和を控え戦犯・戦争責任者の追放解除も受け入れている。悔いて戻るものではないが見ぬふり放置も許されない。



もとより全くの暗やみというのではない。報道界の赤追放から30年を経た1980年7月22～23日の『毎日新聞』夕刊学芸面に「レッド・ページから30年」上、下

という5段見出しのトップ記事が連日載った。編集委員・池田一之の署名があり、報道界レッド・ページの外郭を押さえたいうえで解雇された先輩3人を訪ね、被害者の視座から検証している。両日とも面全体の半分近くを占めており、小手先でなぞったというものではない。背景に朝鮮戦争を据え言論弾圧の意図を衝いている。

不満をいえば、弾圧の下手人を暴き出し、その責任を追及するには至っていないこと。これは必然、毎日新聞社の対応と責任を究めることになるから、現役の社員でもある記者の限界ともなる。しかし一歩踏み込んだ書き手、それを紙面化した現場体制は十分評価できる。既に紹介の社史に比べるまでもない。



いま一つには30年という機運も感じとれる。池田記事の前書きにも、取材の動機の一つに、被害者たちが「本」の形で自らの体験を書き出したことを挙げているが、これは当たっている。

梶谷編刊と土井刊が80年刊であり、翌81年には朝日証言録が出る。被害者以外でも、『共同研究 日本占領軍 その光と影』（1978年刊）、竹前栄治の『占領戦後史』（80年刊）があり、さらに同じ竹前の『戦後労働改革』（82年刊）や塩田庄兵衛の『レッド・ページ』（84年刊）へと連なっていく。80年代初期はレッド・ページ研究史においても一つの時機を為していた。

ただ肝心の新聞界は、池田記事を孤峰とほしない連帯には至らなかった。30年にして一点ぼつと灯がともり、また消えて静まるの感否めない。当時、署名記事は一般化しておらず、その意味でも池田記事は珍しい。労作を多とした証であると同時に、毎日新聞記者である池田の所感であって毎日新聞の意志と百%重なるものではないとの裏読みも可能といえる。

そんな池田記事を読み返し、ふと戦争責任を己の一身で断じ、朝日新聞を去り、秋田県横手で『たいまつ』を立てたむのたけじが60余年後、朝日の企画した座談で話した一文が目に残った。そのまま孫引きする。

——新聞は戦争責任をどう受け止めるべきでしょうか。

むの 会社を辞めるといって自分の身の処し方は最悪だったと今では思う。本当はどうすべきだったのかを先日、琉球新報から教えられた。

琉球新報は04、05年、「沖繩戦新聞」という企画記事を連載した。同紙の若い記者たちは、「もしあの戦争中に新聞が新聞の魂を持っていたら、こういう新聞を作ったはずだ」という思いをもとに、今の情報と視点で沖繩戦の実相を書いた。

その作業を45年8月16日から実行すること、それが当時の私たちの読者に対する責任であり、私のやるべきことだったと思つた。そういうことを戦後60年間、続ければよかった。

——つまり書いた過ち、書かなかった過ちは、改めて書くことでつぐなうと。

むの　そうです。社を辞めることではなくて、書くことで……。それを90歳になって知らされた。

私を含めて当時の記者は、誰もそんなことを考えなかった。みんな自分を見失い、何よりも読者を忘れていたのだ。

今からでも遅くない。書くべくして書かなかった出来事を、書けなかつたことも含め、過不足なく書く。過去を書けない新聞は未来も書けないし、過去を書ける新聞は未来も書ける。そうすれば記者会見の在り方も、記事の書き方も自ずと変わってくる。

手はじめには、7・28を正確に過不足なく書く。少なくとも毎年7月28日には書く。7月ジャーナリズムだって悪くはない。

【注】

・治安維持法Ⅱ1925年公布。28年改定で最高刑を死刑に。さらに対米英開戦の1941年には全面改悪されているが、骨格は25年公布に尽きる。巻末資料編289頁に25年公布の全条収録。

・控訴審審理Ⅱ小原・梶谷裁判は、1952年12月22日の東京地裁判決で原告勝訴。被告・会社が控訴し、53年8月24日から東京高裁で審理が始まっていた。

・政治犯釈放Ⅱ東久邇内閣は組閣から日をおかず政治犯の釈放等の意志を明らかにしていた。次は今西刊21ページからの引用。

「東久邇宮は午後6時からの閣議で、とくに発言を求め、すべての政治犯を釈放すること、言論、集会、結社の自由を認めることを、関係大臣が即時実行するよう求めた」

ただ、実行を確認、あるいは督促した形跡は見当たらない。他の政務に取られたのか、優先順位を誤ったのか、このへんの検証も迫られる。

同様のことはGHQにも言える。「初期対日方針」によれば、その第三部・政治の三に「人種、国籍、信教又ハ政治的見解ヲ理由ニ差別待遇ヲ規定スル法律、命令及規則ハ廃止セラルヘシ、(略)此等諸法規ノ実施ヲ特ニ其ノ任務トスル諸機関ハ廃止又ハ適宜改組セラルヘシ、政治的理由ニヨリ日本当局ニヨリ不法ニ監禁セラレ居ル者ハ釈放セラルヘシ(略)爾後個人ノ自由並ニ民権ヲ保護スル様進歩的ニ指導セラルヘシ」とあり、これはGHQにとつても遅滞許されぬ課題だった。

・むのたけじ談Ⅱ『新聞と戦争』538ページから引用。